

実習免除指定施設及び職種について

＜必ずご確認ください＞

■本表における相談援助業務についての留意点・注意点（社会福祉振興・試験センターのホームページより）

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社第29号）」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。下表の相談援助の実務経験と認められる施設種別・職種で必要年数以上従事した経験がある方は、出願の際に申告（「実務経験証明書」・「実務経験申告書」等の提出）をすることでソーシャルワーク実習が免除できます。

■以下の表に示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

	番号	施設種別		職種
地域保健法	1	保健所		精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員
児童福祉法	2	児童相談所	「児童福祉法」に規定するもの。	児童福祉司／児童心理司
			「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生労働省通知）に規定するもの。	受付相談員／相談員／電話相談員／児童指導員／保育士
			「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）に規定するもの。	児童指導員／保育士／個別対応職員
	3	母子生活支援施設		母子支援員／母子指導員／少年を指導する職員／個別対応職員／保育士／自立支援担当職員
	4	児童養護施設		児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員／里親支援専門相談員／自立支援担当職員
	5	障害児入所施設		児童指導員（ 注意2 ）／保育士（ 注意3 ）
	6	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）		児童発達支援管理責任者／心理担当職員
	7	児童心理治療施設		児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／自立支援担当職員
	8	児童自立支援施設		児童自立支援専門員／児童生活支援員／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員／自立支援担当職員
	9	児童家庭支援センター		相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言・指導等を行なう職員）
	10	里親支援センター		里親制度等普及促進担当者／里親等支援員／里親研修等担当者／家庭支援専門相談員／自立支援担当職員／養親等相談支援員／市町村連携支援員／レスパイト・ケア担当職員／障害児里親等支援担当職員
	11	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	指定児童発達支援事業を行なう施設	指導員（ 注意1 ）／児童指導員（ 注意2 ）／保育士（ 注意3 ）／障害福祉サービス経験者（ 注意4 ）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
			基準該当児童発達支援事業を行なう施設	指導員（ 注意1 ）／児童指導員（ 注意2 ）／保育士（ 注意3 ）／障害福祉サービス経験者（ 注意4 ）／児童発達支援管理責任者
			指定放課後等デイサービス事業を行なう施設	指導員（ 注意1 ）／児童指導員（ 注意2 ）／保育士（ 注意3 ）／障害福祉サービス経験者（ 注意4 ）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
			基準該当放課後等デイサービス事業を行なう施設	指導員（ 注意1 ）／児童指導員（ 注意2 ）／保育士（ 注意3 ）／障害福祉サービス経験者（ 注意4 ）／児童発達支援管理責任者
			指定居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	児童発達支援管理責任者／訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（ 注意1 ）
			指定保育所等訪問支援事業を行なう施設	
	12	障害児相談支援事業を行う施設		相談支援専門員／相談支援員
医療法	13	病院		次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動／退院後生活環境相談員
	14	診療所		
身体障害者福祉法	15	身体障害者更生相談所		身体障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー
	16	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター（A型、B型）	身体障害者に関する相談に応ずる職員
			在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター）	
			障害者更生センター	

	番号	施設種別		職種			
精神保健福祉法	17	精神保健福祉センター	いずれも精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員に限る。	精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員			
生活保護法	18	救護施設			生活指導員		
	19	更生施設					
社会福祉法	20	福祉に関する事務所	「社会福祉法」第15条に規定するもの。	指導監督を行う所員（査察指導員） 現業を行う所員（現業員）			
			「身体障害者福祉法」第11条2に規定するもの。	身体障害者福祉司			
			「知的障害者福祉法」第13条に規定するもの。	知的障害者福祉司			
			「老人福祉法」第6条及び第7条に規定するもの。	社会福祉主事（老人福祉指導主事）			
			「家庭児童相談室の設置運営について」別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定するもの。	家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）			
			「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」に規定するもの。	面接相談員			
			「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第11条に規定するもの。	女性相談支援員			
			「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第8条に規定するもの。	母子・父子自立支援員			
			「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の要領3（1）に規定するもの。	就労支援事業に従事する就労支援員			
			「生活保護法」第55条の7に規定するもの。	被保護者就労支援事業に従事する就労支援員			
			「生活保護法」第55条の10第1項から第4項に規定するもの。	子どもの進路選択支援事業に従事する支援員／被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者／被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員／被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員			
			困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	21	女性相談支援センター		相談支援員／心理支援員／女性相談支援員
				22	女性自立支援施設		入所者の自立支援を行う職員
知的障害者福祉法	23	知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー			
老人福祉法	24	養護老人ホーム	盲養護老人ホーム含む	生活相談員			
	25	特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームを含む				
	26	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	生活相談員			
			都市型軽費老人ホーム	主任生活相談員／生活相談員			
			軽費老人ホーム（A型）				
			軽費老人ホーム（B型）	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員			
	27	老人福祉センター	老人福祉センター（特 A 型） 老人福祉センター（A 型）	相談・指導を行う職員			
	28	老人短期入所施設	指定短期入所生活介護事業所／指定介護予防短期入所生活介護事業所※地域密着型含む	生活相談員			
	29	老人デイサービスセンター	指定通所介護事業所／指定地域密着型通所介護事業所／指定介護予防通所介護事業所／単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所／単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所				
30	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		相談援助業務を行っている職員				
母子及び父子並びに寡婦福祉法	31	母子・父子福祉センター		母子及び父子の相談を行う職員			
介護保険法	32	指定介護老人福祉施設	※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	生活相談員／介護支援専門員			
	33	介護老人保健施設		支援相談員／介護支援専門員			
	34	介護医療院		介護支援専門員			
	35	指定介護療養型医療施設		介護支援専門員			
	36	地域包括支援センター	※保健師、主任介護支援専門員等 ※第1号介護予防支援事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、認知症初期集中支援推進事業に限る。	包括的支援事業に係る業務を行う職員（注意5）			
	障害者総合支援法	37	障害者支援施設		生活支援員（注意7）／就労支援員／サービス管理責任者		
38		地域活動支援センター		指導員（注意7）			
39		福祉ホーム		管理人			
40		障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員（注意7）／サービス管理責任者			
			自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う施設				
			訪問により自立訓練（機能訓練）を行う施設				
			就労移行支援を行う施設	職業指導員（相談援助を行う場合に限る）／生活支援員（注意7）／就労支援員／サービス管理責任者			
			認定就労移行支援を行う施設	職業指導員（相談援助を行う場合に限る）			
			就労継続支援を行う施設（A型）	生活支援員（注意7）			
			就労継続支援を行う施設（B型）	サービス管理責任者			
			指定就労定着支援を行う施設	就労定着支援員／サービス管理責任者			
			指定自立生活援助を行う施設	サービス管理責任者／地域生活支援員			

	番号	施設種別	職種
障害者総合支援法	41	一般相談支援事業を行う施	相談支援専門員
	42	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員／相談支援員
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	43	授産施設	指導員
	44	宿所提供施設	
	45	乳児院	児童指導員／保育士／個別対応職員／ 家庭支援専門相談員／里親支援専門相談員
	46	有料老人ホーム	生活相談員
	47	指定特定施設入居者生活介護を行 う施設	生活相談員 計画作成担当者
	48	指定地域密着型特定施設入居者生 活介護を行う施設	
	49	指定介護予防特定施設入居者生活 介護を行う施設	生活支援員(注意7)
	50	身体障害者更生施設	
		視覚障害者更生施設	
		聴覚・言語障害者更生施設	
		内部障害者更生施設	
		身体障害者療護施設	
		身体障害者授産施設(入所・通所)	
		身体障害者小規模通所授産施設	
	51	身体障害者福祉工場	指導員(注意7)
	52	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士／精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設(入所・通所・小規模通所)	管理人
		精神障害者福祉工場	
		精神障害者福祉ホーム	
	53	知的障害者援護施設	生活支援員(注意7)
		知的障害者更生施設(入所・通所)	生活支援員(注意7)
		知的障害者授産施設(入所・通所)	
		知的障害者小規模通所授産施設	
		知的障害者通動寮	
	54	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
	55	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
	56	都道府県社会福祉協議会	専門員
			相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その 他の要援護者に対するものに限る)
	57	市(特別区を含む)町村 社会福祉協議会	福祉活動専門員
			相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その 他の要援護者に対するものに限る)
			専門員
			相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その 他の要援護者に対するものに限る)
	58	児童デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行う職員
	59	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員(注意2)／保育士(注意3) ／児童発達支援管理責任者 ／機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
	60	指定発達支援医療機関	児童指導員(注意2) 保育士(注意3)
	61	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員 相談援助業務を行っているケースワーカー
	62	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
	63	刑事施設	刑務官／法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官
	64	少年院	法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官
	65	少年鑑別所	法務教官／法務技官(心理)

	番号	施設種別	職種
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	66	地方更生保護委員会	保護観察官
	67	保護観察所	社会復帰調整官
	68	更生保護施設	補導主任／補導員／福祉職員／薬物専門職員
	69	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
	70	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
	71	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員／個別対応職員 ／自立支援担当職員
	72	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設	相談支援業務を行っている職員
	73	子育て短期支援事業を行っている母子生活支援施設	
	74	子育て短期支援事業を行っている乳児院	
	75	子育て短期支援事業を行っている保育所等	
	76	「就業支援事業」を行っている施設	「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」(令和7年5月9日付)に規定するもの。
	77	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	
	78	「利用者支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	79	「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
	80	「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員
	81	「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	児童指導員(注意2)／保育士(注意3)
	82	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
	83	聴覚障害者情報提供施設	
	84	共同生活介護を行う施設	
	85	療養介護を行う施設	
	86	短期入所を行う施設	
	87	重度障害者等包括支援を行う施設	
	88	共同生活援助を行う施設	知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種)
	89	知的障害児施設	
	90	知的障害児通園施設	
	91	盲ろうあ児施設	
		ろうあ児施設	
		難聴幼児通園施設	
	92	肢体不自由児施設	児童指導員(注意2)／保育士(注意3)
		肢体不自由児通園施設	
		肢体不自由児療護施設	
	93	重症心身障害児施設	児童指導員(注意2)／保育士(注意3) ／心理指導を担当する職員
	94	指定相談支援事業を行う事業所	廃止前の「障害者自立支援法」に基づくもの。
	95	地域生活支援事業	「身体障害者自立支援」を行っている施設
			「日中一時支援」を行っている施設
			「障害者相談支援事業」を行っている施設
			「障害児等療育支援事業」を行っている施設
	96	「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター
	97	「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設	地域移行推進員
	98	「精神障害者アウトリーチ推進事業」 を行っている施設	※医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療 法に規定する病院として必要な職員を除く。 ※98番は「精神障害者アウトリーチ推進事業の 実施について」、99番は「精神障害者地域生活支 援広域調整等事業について」、100番は「地域生 活支援事業等の実施について」に基づくもの。
	99	「アウトリーチ事業」を行っている施設	
	100	「アウトリーチ支援」を行っている施設	
	101	指定通所介護を行う施設	生活相談員
	102	基準該当通所介護を行う施設	
	103	指定地域密着型通所介護を行う施設	
	104	指定介護予防通所介護を行う施設	
	105	基準該当介護予防通所介護を行う施設	
	106	指定短期入所生活介護を行う施設	
	107	基準該当短期入所生活介護を行う施設	
	108	指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	109	基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設	
	110	第一号通所事業を行う施設(注意6)	

	番号	施設種別		職種	
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	111	指定通所リハビリテーションを行う施設		支援相談員	
	112	指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設			
	113	指定短期入所療養介護を行う施設			
	114	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設			
	115	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設			オペレーター
	116	指定夜間対応型訪問介護を行う施設			オペレーションセンター従業者
	117	指定認知症対応型通所介護を行う施設			生活相談員
	118	指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	老人デイサービスセンターを除く。		
	119	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設		※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	介護支援専門員
	120	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設			
	121	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設			
	122	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設			
	123	指定複合型サービスを行う施設			
	124	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設		※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	生活相談員／介護支援専門員
	125	居宅介護支援事業を行っている事業所		※介護支援専門員は配置基準により配置されている資格保有者に限る。	介護支援専門員
	126	介護予防支援事業を行っている事業所		「介護保険法」第8条の2第16項に規定するもの。	担当職員
	127	第一号介護予防支援事業を行っている事業所		「介護保険法」第115条の45第1項第1号二に規定するもの。	
	128	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)			生活援助員
	129	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)	※「地域支援事業の実施について」に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っているもの。		相談援助業務を行っている生活援助員
	130	多くの高齢者が居住する集合住宅等			
	131	サービス付き高齢者向け住宅			相談援助業務を行っている職員
	132	地域福祉センター			
	133	就労支援事業を行っている事業所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」3(1)に規定するもの。		就労支援員
	134	ひきこもり地域支援センター	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添14(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくもの。		ひきこもり支援コーディネーター 相談援助業務を行っている専任の職員
	135	地域生活定着支援センター			相談援助業務を行っている職員
	136	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所			相談援助業務を行っている相談員
	137	ホームレス自立支援センター			生活相談指導員
	138	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所			相談援助業務を行っている職員
	139	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に基づくもの。		
	140	自立相談支援機関	自立相談支援モデル事業運営要項に基づくもの。		
	141	家計相談支援モデル事業を行っている事業所			主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／ 家計相談支援員
	142	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関		「生活困窮者自立支援法」に規定するもの。	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／ ／住まい相談支援員／就労準備支援担当者／家計改善支援員／子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員
	143	生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所			
	144	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所			
	145	子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所			
	146	地域居住支援事業を行っている事業所	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に基づくもの。		相談援助業務を行っている職員
	147	被保護者就労支援事業を行っている事業所			就労支援員
	148	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所		「生活保護法」第55条に規定するもの。	子どもの進路選択支援事業に従事する支援員
	149	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所			被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者 就労準備支援担当者
	150	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所			被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善 支援員
	151	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所			被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
	152	発達障害者支援センター			相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員
	153	広域障害者職業センター			障害者職業カウンセラー
	154	地域障害者職業センター			障害者職業カウンセラー／職場適応援助者
	155	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人			第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者／ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者／ 上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	156	訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人			
	157	障害者雇用支援センター		改正前の「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定するもの。	旧法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員

	番号	施設種別	職種
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	158	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行っている者
	159	障害者就業・生活支援センター	「障害者就業・生活支援センターの指定と運営 等について」別紙1・2・3に規定するもの。
	160	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター／障害学生等 雇用サポーター
	161	教育機関	改正前の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 交付要綱」及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじ め対策等総合推進事業）交付要綱」に基づくもの。
	162	難病相談支援センター	難病相談支援員
	163	高次脳機能障害者支援センター	「高次脳機能障害者支援法」に規定するもの。
	164	子ども家庭総合支援拠点	「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運 営等について」に基づくもの。
	165	母子健康包括支援センター	旧「母子保健法」第22条に規定するもの。
	166	地域若者サポートステーション	厚生労働省が委託する地域若者サポートス テーション事業により設置されるもの。
	167	子ども・若者総合相談センター	「子ども・若者育成支援推進法」に規定するもの。
	168	中核機関	成年後見制度利用促進基本計画における「権 利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」 において設置されるもの。
	169	基幹相談支援センター	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律」に基づくもの。
	170	家庭裁判所	「裁判所法」に基づくもの。
	171	小児慢性特定疾病児童等自立支援 事業を行っている事業所	「児童福祉法」に基づくもので、「小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業実施要綱」に規定するもの。
	172	医療的ケア児支援センター	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に 関する法律」に規定するもの。
	173	日常生活支援住居施設	「生活保護法」に規定するもので、「日常生活支 援住居施設に関する厚生労働省令で定める要 件等を定める省令」第10条に規定するもの。
	174	産後ケア事業を実施する施設	「母子保健法」第17条の2に規定するもの。
	175	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」第3条に基づくもの。
	176	官民協働等女性支援事業を行って いる事業所	「官民協働等女性支援事業の実施について」 に基づくもの。
	177	若年被害女性等支援事業を行って いる事業所	廃止された「若年被害女性等支援事業の実施 について」に基づくもの。
	178	養育支援訪問事業を行っている事 業所	「児童福祉法」に規定するもので、「養育支援 訪問事業の実施について」に基づくもの。
	179	児童厚生施設（児童遊園を除く）	「児童福祉法」に規定するもので、「児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準」に規定するもの。
	180	親子再統合支援事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもの。
	181	社会的養護自立支援拠点事業を行 っている事業所	「児童福祉法」に規定するもので、「社会的養護自立 支援拠点事業等の実施について」に基づくもの。
	182	妊産婦等生活援助事業を行ってい る事業所	「児童福祉法」に規定するもので、「妊産婦等生 活援助事業の実施について」に基づくもの。
	183	子育て世帯訪問支援事業を行って いる事業所	「児童福祉法」に規定するもので、「子育て世帯訪問 支援事業ガイドラインについて」に規定するもの。
	184	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	「児童福祉法」に規定するもの。
	185	こども家庭センター	「児童福祉法」に規定するもの。
	186	妊婦等包括相談支援事業を行う機関	「児童福祉法」に規定するもの。
	187	地域子育て相談機関	「児童福祉法」に規定するもの。
	188	民間あっせん機関	「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに 係る児童の保護等に関する法律」に規定するもの。
	189	犯罪被害者等早期援助団体	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者 等の支援に関する法律」による指定を受けたもの。
	190	上記までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生 労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務 を行っている相談員

■「190番」の場合は、出願の4ヶ月以上前までにご相談ください。

※以下に掲げる施設・機関は、障害者自立支援法施行に伴い廃止されていますが、過去においてこれらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

	番号	施設種別		職種
上記に準ずる施設として 厚生労働大臣が 認める施設	191	重度身体障害者更生援護施設		生活支援員／生活指導員
	192	身体障害者福祉ホーム		管理人
	193	精神障害者地域生活支援センター		精神保健福祉士／精神障害者社会復帰指導員
	194	経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法の地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕		相談援助業務を行なっている職員
	195	精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設		
	196	知的障害者デイサービスセンター		指導員／生活指導員／相談援助業務を行っている職員
	197	知的障害者福祉ホーム		管理人
	198	身体障害者相談支援事業を行って いる施設(市町村障害者生活支援事業)	身体障害者更生施設／身体障害者療護施設 身体障害者福祉センター 身体障害者デイサービスセンター	相談援助業務を行っている職員
	199	知的障害者相談支援事業を行って いる施設(療育等支援施設事業)	知的障害者更生施設／知的障害者授産施設	
	200	障害児相談支援事業を行っている 施設(療育等支援施設事業)	知的障害児施設／知的障害児通園施設 自閉症児施設／盲ろうあ児施設／難聴幼児 通園施設／肢体不自由児施設／肢体不自由 児療護施設／肢体不自由児通園施設／重症 心身障害児施設	
	201	障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業)	身体障害者デイサービス事業を含む 知的障害者デイサービス事業を含む	
	202	経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法の地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕		
	203	「障害者110番」運営事業を行っている施設		相談援助業務を行っている相談員
	204	知的障害者生活支援事業を行って いる施設	知的障害者通動寮／知的障害者更生施設 知的障害者授産施設／障害者能力開発施設	相談援助業務を行っている職員
	205	高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)	生活援助員
	206	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業		
	207	家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業		電話相談員
	208	ヴィエトナム難民収容施設		相談援助業務を行っている指導員
	209	子ども家庭相談事業	児童センターにおいて実施する事業 市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員
	210	乳幼児健全育成相談事業	保育所において実施する事業 乳児院において実施する事業	
	211	すこやかテレホン事業	青少年相談センターにおいて実施する事業	
	212	知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業	都道府県・指定都市等において実施する事業	
	213	地域子育て支援センター事業を行っている施設		

■(注意1)～(注意7)について

●児童分野

(注意1)：「指導員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意2)：「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意3)：「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意4)：「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

(注意1)～(注意4)共通

これらの職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

●高齢者分野

(注意5)：「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)：「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

●障がい者分野

(注意7)：「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意7)の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■相談援助業務従事期間の計算方法について(重要)

●「相談援助業務」の実務経験の証明には、以下の要件を満たしている必要があります。

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、本表1番～213番の「職種」欄に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し、常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算してください。事業所と雇用関係にない場合や労働時間が短い場合は対象になりません。